

中京大学剣友会会則

昭和57年4月 1日制定
昭和58年3月19日改正
昭和59年2月19日改正
平成18年2月11日改正
平成31年2月 9日改正

- 第1条 (名称・事務局) 本会は「中京大学剣友会」と称し、愛知県内に事務局を設置する。
- 第2条 (目的) 本会は会員相互の親睦を図りつつ、中京大学剣道部の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 (事業) 本会の目的を達するために下記の事業を行うものとする。
(1) 役員会、総会の開催
(2) 中京大学剣道部の行催事への協力、支援並びに参加
(3) 会誌の発刊
(4) 功労者の表彰・その他適当なる事業
- 第4条 (会員) 本会は中京大学剣道部卒業生、その他総会において承認された者をもって組織する。
- 第5条 (役員) 本会に下記の役員を置くものとする。
(1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名
(3) 顧問 若干名 (4) 幹事長 1名
(5) 副幹事長 1名 (6) 幹事 若干名
(7) 事務局長 1名 (8) 監査 2名
- 第6条 (役員を選出) 1・現役員は、次期会長・副会長・顧問を選出する。
2・次期会長は、副会長・顧問と協議の上、幹事を選出する。
3・幹事は互選により、幹事長・副幹事長・事務局長・監査を選出する。
*すべての次期役員は総会において承認された者をもって組織する。
- 第7条 (役員の仕事) 1・会長は本会を代表し、会務を総括する。
2・副会長は会長を補佐する。
3・顧問は会務の相談役とする。
4・幹事長・副幹事長・幹事は、会務の企画・運営にあたる。
5・事務局長は会員への連絡・渉外・会計・会誌の編集などを担当する。
6・監査は会務や会計を監査する。
- 第8条 (役員任期) 役員任期は2年とし、再選を妨げないものとする。
- 第9条 (総会) 1・総会は最高の決議機関で年1回以上開催する。
2・総会の決議は出席者の過半数をもって採決する。可否同数の場合は会長の採決するところによる。
- 第10条 (役員会) 会長・副会長・顧問・幹事長・副幹事長・幹事・事務局長・監査をもって構成する。
- 第11条 (経費) 本会は下記の収入により運営する。
1・会費 (年間¥5,000)
2・入会金 (卒業時¥5,000)
3・寄付金
4・その他
- 第12条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

附 則

- 第1条 (参加) 本会は役員会で参加を推薦し、総会の決議をもって若干名選出することができる。
- 第2条 (支部長) 本会は各都道府県にまたは、各地区(北海道、東北・関東・甲信越・東海・関西・中国・四国・九州)に支部長を置き、支部会を開催できる。
- 第3条 (学年代表) 本会は卒業年度ごとに学年代表を置き、学年会を開催できる。
- 第4条 (会則改正) 本会の会則改正は総会の決議を必要とする。
- 第5条 (総会開催日) 総会は原則として2月の休日に開催する。